

【紹介手数料の返還】

E 共済株式会社

本件業務により採用された採用者が、入職後3ヶ月以内に自己都合または自己の責に帰すべき事由で退職した場合は、50%返還とする。

但し、紹介先の都合により解雇または退職した場合はこの限りではない。なお、退職した当該採用者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、双方合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

紹介手数料をお支払い頂く前に採用者が退職した場合、紹介手数料の30%をお支払い頂くものとする。

以上